

議 案 目 録

令和2年(2020年)5月18日

番 号	件 名
議案第 46 号	専決処分につき承認を求めることについて (令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第1号))
議案第 47 号	令和2年度(2020年度)彦根市一般会計補正予算(第2号)
議案第 48 号	令和2年度(2020年度)彦根市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 49 号	令和2年度(2020年度)彦根市休日急病診療所事業特別会計補正予算(第1号)
議案第 50 号	令和2年度(2020年度)彦根市病院事業会計補正予算(第1号)
議案第 51 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市市税条例等の一部を改正する条例)
議案第 52 号	専決処分につき承認を求めることについて (彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例)
議案第 53 号	令和2年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 54 号	彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案
議案第 55 号	彦根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案
議案第 56 号	彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
報告第 3 号	損害賠償の額の決定について
報告第 4 号	和解および損害賠償の額の決定について

議案第 51 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)、彦根市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年彦根市条例第 2 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 5 号

彦根市市税条例等の一部を改正する条例について

彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)、彦根市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年彦根市条例第 2 号)および彦根市都市計画税条例(昭和 33 年彦根市条例第 4 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)3 月 31 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市市税条例等の一部を改正する条例

(彦根市市税条例の一部改正)

第 1 条 彦根市市税条例(昭和 25 年彦根市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第 1 項中「もしくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第 3 号を削り、同項第 4 号を同項第 3 号とする。

第 48 条第 2 項中「第 66 条の 7 第 4 項および第 10 項」を「第 66 条の 7 第 5 項および第 11 項」に改める。

第 61 条第 9 項および第 10 項中「第 349 条の 3 第 12 項」を「第 349 条の 3 第 11 項」に改める。

第 61 条の 2 の見出しおよび同条第 1 項中「第 349 条の 3 第 28 項」を「第 349 条の 3 第 27 項」に改め、同条第 2 項中「第 349 条の 3 第 29 項」を「第 349 条の 3 第 28 項」に改め、同条第 3 項中「第 349 条の 3 第 30 項」を「第 349 条の 3 第 29 項」に改める。

第 96 条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項(法第 469 条第 1 項第 3 号または第 4 号に係る部分に限る。)」に、「第 16 条の 2 の 3」を「第 16 条の 2 の 3 第 2 項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項(法第 469 条第 1 項第 1 号または第 2 号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者

等が、同条第1項第1号または第2号に掲げる製造たばこの売渡しまたは消費等について、第98条第1項または第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号または第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第98条第1項中「第96条第2項」を「第96条第3項」に改める。

付則第5条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

付則第7条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第18項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項を同条第16項とする。

付則第14条の2第1項および第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

(彦根市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 彦根市市税条例等の一部を改正する条例(令和元年彦根市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、彦根市市税条例第25条第1項第2号の改正規定を削る。

付則第1条第4号を次のように改める。

(4) 削除

付則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削る。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

(彦根市都市計画税条例の一部改正)

第3条 彦根市都市計画税条例(昭和33年彦根市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第26項、第28項から第31項まで、第33項または第34項」を「第349条の3第9項から第11項まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項または第33項」に改める。

付則第1条の2の見出し中「附則第15条第40項、第44項および第45項」を「附則第15条第38項および第39項」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第2項とする。

付則第2条の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条から第6条までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第7条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「または法」を「または」に改める。

付則第11条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項までもしくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項もしくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「または法」を「または」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の彦根市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市

民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第 36 条の 3 の 2 第 1 項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項および同条第 2 項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 203 条の 6 第 1 項に規定する公的年金等(同法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第 36 条の 3 の 3 第 1 項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 2 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設または設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成 30 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 3 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 4 0 項に規定する家屋および償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、第 3 条の規定による改正後の彦根市都市計画税条例(以下「新都市計画税条例」という。)の規定は、令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 2 平成 28 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 4 0 項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 施行日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 号)の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例付則第 11 条の規定の適用については、同条中「、第 47 項もしくは第 48 項」とあるのは、「もしくは第 47 項」とする。

議案第 52 号

専決処分につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決処分につき承認を求めることについて

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を改正することについては、特に緊急に処理する必要があり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

専決第 6 号

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)3 月 31 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

彦根市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41 年彦根市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「疾病により死亡」を「疾病により死亡し、」に、「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第 2 号中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同条第 3 項中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改め、同項第 1 号中「届け出」を「届出」に改める。

付則第 3 条の 4 第 5 項中「第 2 項ただし書き」を「第 2 項ただし書」に改め、同項第 2 号および第 6 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

付則第 4 条第 4 項ただし書および第 7 項中「第 2 項ただし書き」を「第 2 項ただし書」に改め、同項第 2 号および第 8 項中「100 分の 5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400 円」を「12,440 円」に、「13,300 円」を「13,320 円」に、「10,600 円」を「10,670 円」に、「11,500 円」を「11,550 円」に、「8,800 円」を「8,900 円」に、「9,700 円」を「9,790 円」に、「10,600 円」を「10,670 円」に改め、同表備考 1 中「死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 5 条第 2 項および別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた第 5 条第 1 項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」とい

う。)ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金および同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 53 号

令和 2 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

令和 2 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 2 年度における彦根市長の給与の特例に関する条例(令和 2 年彦根市条例第 2 号)の一部
を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和 2 年度における彦根市長等の給与の特例に関する条例

本則を第 1 条とし、同条に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、同条の次に次の 1 条
を加える。

(期末手当の特例)

第 2 条 市長、副市長および教育委員会教育長の令和 2 年 6 月に支給する期末手当の額の算定
に当たっては、彦根市特別職の常勤職員の給与等に関する条例第 5 条の規定にかかわらず、
同条による額から、同条による額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる割合を乗
じて得た額(その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とす
る。

- (1) 市長 100 分の 20
- (2) 副市長 100 分の 10
- (3) 教育委員会教育長 100 分の 5

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 54 号

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市国民健康保険条例の一部を改正する条例

彦根市国民健康保険条例(平成 8 年彦根市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

付則に次の見出しおよび 4 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 8 給与等(所得税法第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したときまたは発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 9 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額(その額に、5 円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは、これを 10 円に切り上げるものとする。)の 3 分の 2 に相当する金額(その金額に、50 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

10 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

11 新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部または一部を受けることができる者に対しては、これを受けすることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、付則第9項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の付則第8項から第11項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第 55 号

彦根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

彦根市後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年彦根市条例第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

- (8) 広域連合条例附則第 7 条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

彦根市監査委員の選任につき同意を求めることについて

彦根市監査委員に下記の者を選任することにつき、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

- 1 住 所 彦根市河原三丁目 1 番 19 号
- 2 氏 名 和 田 一 繁
- 3 生年月日 昭和 43 年(1968 年)2 月 9 日

報告第 3 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 3 号

損害賠償の額の決定について

法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)3 月 25 日

彦根市長 大久保 貴

1 損害賠償の相手方

- (1) 所在地 ○○○○○○○○○○○○○○
- (2) 名 称 ○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) 代表者 ○○○ ○ ○ ○

2 損害賠償の額

彦根市は、相手方に、損害賠償金として 344,300 円を支払う。

3 事案の概要

令和元年 12 月 2 日午前 11 時 25 分頃、彦根市○○○○○○○○○の集合住宅の駐車場において、ごみの収集作業を終え、方向転換をするために後退した公用車が、当該駐車場内に設置されていた照明用の柱に接触したことにより、当該照明用の柱が損傷したもの

報告第 4 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により、議会に報告する。

令和 2 年(2020 年)5 月 18 日

彦根市長 大久保 貴

専決第 4 号

和解および損害賠償の額の決定について

和解をすることおよび法律上その義務に属する損害賠償の額を定めることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和 2 年(2020 年)3 月 30 日

彦根市長 大久保 貴

1 和解および損害賠償の相手方

(1) 住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) 氏名 ○ ○ ○ ○

2 和解の要旨

(1) 彦根市は、相手方に、損害賠償金として 26,000 円を支払う。

(2) 相手方は、彦根市に、損害賠償金として 83,823 円を支払う。

3 事案の概要

令和元年 10 月 25 日午後 4 時 30 分頃、彦根市小泉町 854 番地地先の県道神郷彦根線において、南方向に走行していた公用バイクと、同町 855 番地 4 の商業施設の駐車場から当該道路に進入した相手方の車両とが接触したことにより、公用バイクおよび相手方の車両が損傷したものの